

—1994年3月卒業—

東京都障害児学校卒業生の進路実態と課題

Problems in Job-Finding for graduates from
the schools for the Handicapped in Tokyo

: A case of Class 93

永野 幸雄
Yukio Nagano

目次

1. はじめに
2. 経済の歪みと障害者雇用
3. 産業構造の変化と障害者雇用
4. 現行法の抜本的見直しと行政機関の機能の充実
5. 福祉行政の根本的転換の必要性
6. 「障害者基本法」と「新行動計画」
7. 課題
8. 資料

1. はじめに

学校教育12年間で培われた力を、社会の一員として生かそうと胸をはずませて卒業する障害児。しかし、卒業後の進路は、豊かではない。卒業生にとって労働する場や社会生活は、より豊かな人

格形成をする場として大変重要である。

現在の軍拡、臨調、景気の低迷を理由とした、福祉切り捨ての政策の中で、卒業生の進路実態は、障害者とその家族の切実な要求とはほど遠く、年々厳しさを増している。

1993年度の卒業生数は1,095人で前年度に比べやゝ減少し、高等部1,026人専攻科69人である。

高等部卒で就労できた者は248人で就労率は24.2%であり、専攻科を含めても307人で28.0%と前年度の28.8%より0.8ポイント下回り、1989年の32.1%をピークに5年連続して低下し続け、最低の就労率となった。(図3参照) 就労内容をみると、製造業など第二次産業が大きなウェートを占め、大手外食産業などサービス業への就労も顕著になっている。(資料 障害別就労先職種参照)

職種も、技能職が大半だが、製品の仕分け、調理補助など新しいものが目立っている。(資料 障害別就労先職種参照)

バブル経済崩壊後の景気低迷と、企業の障害者雇用率達成への努力不足で、就労は更に厳しい実態となっている。

一方、学校教育で培った力を発揮したくても、在宅を余儀なくされている者も32人、2.9%もいる。とりわけ寝たきりの重度、重複者や経管栄養など医療行為の必要な者の在宅が増えている。また企業就労を希望しながら就労が決らず、就労待ちや、通所施設の入所待ち、入所施設の空き待ち、受験準備などの在宅者もいる。(図2 参照)

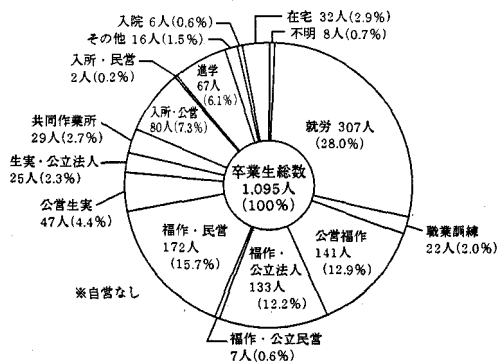


図1 1993年度卒業生の進路実態

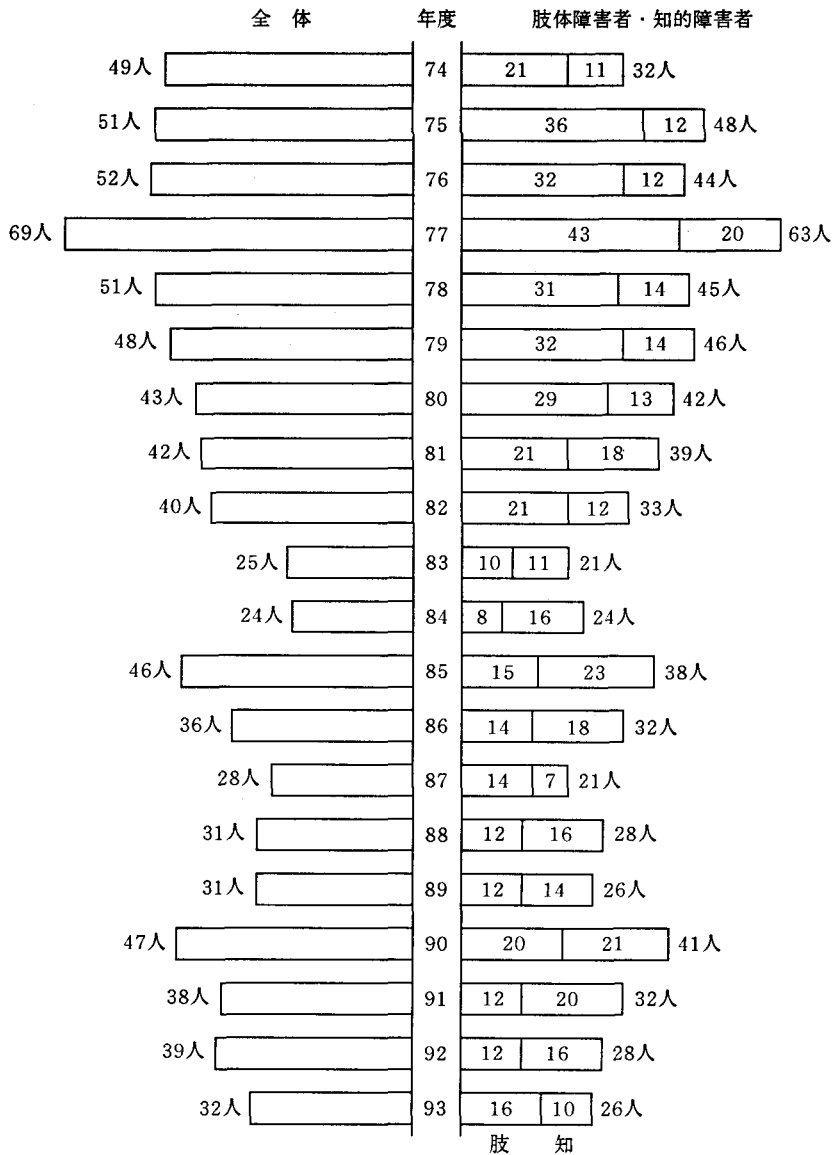


図2 過去20年間の年度別在宅者総数

2. 経済の歪みと障害者雇用

国民、労働者をとりまく経済状況は、例年になく厳しい。ここ数年続いている不況、円高、賃金抑制政策により生活は低下の一途をたどっている。その上、超過労働、ただ働き、単身赴任など「過労死」が国際的に通用する不名誉な日本の実態である。

政府は、権力抗争に明け暮れ、総理大臣は次々と代っても何ら有効な経済政策を打ち出せず、逆に「公共料金の値上げ」や「消費税率」の引上

げ、年金改悪などが目白おしである。このような状況の下、総務庁が1994年8月に発表した完全失業率（季節調整値）は3.0%と前月比0.1%上昇し、過去2番目の高水準になっている。

ここ1、2年女子大生の就職難が社会問題化しているが、一番影響を受けるのは障害者、女子大生以上に厳しい状況にも拘らず、社会問題にならないのは不思議である。

日銀は今年7月「景気回復宣言」をしたが、総務庁の政府統計は雇用情勢が一段と悪化していることを示した。その原因は、大企業が不況と円高

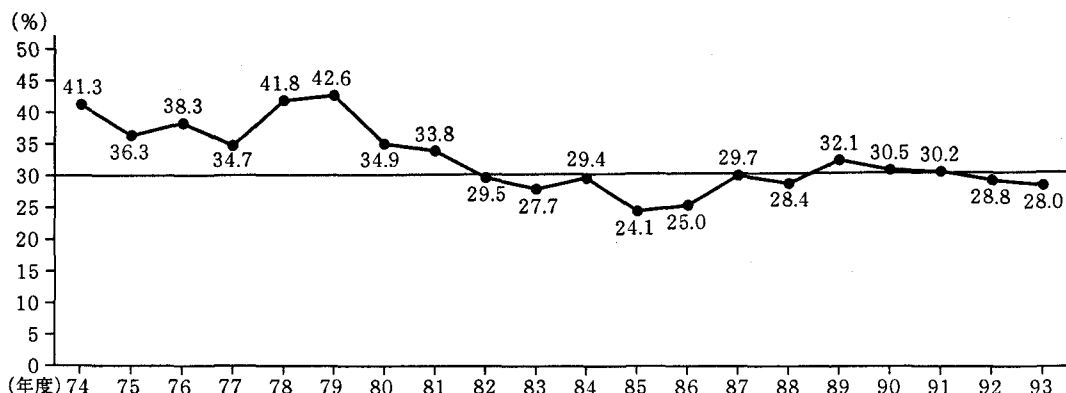


図3 就労率の推移

を口実に下請けの切り捨て、単価切り下げ、など中小企業いじめと、リストラ（事業の再構成）を強行していることにある。障害児学校卒業生、時に知的障害校卒業生の多くは、製造業を主とした中小企業に就労する割合が高く、経済の歪みが直接直撃するからである。

93年度の卒業生は1,095人。その内就労者は307人、就労率は28.0%で前年の28.8%を下回る結果になり、その就労率は、1987年の円高不況前後の悪さに匹敵する厳しい状況である。高等部卒業生だけの状況でみると、1,026人、就職できた者は248人、就労率は24.2%、92年度は25.9%で1.7ポイントも低下した。

障害別にみた状況

a 肢体不自由校

卒業生は160人。前年より32人少い上就労者は6人で就労率は3.8%で、前年は4.9%で1.1ポイントも低下した。本人の力では企業就労も可能と思われても授産所への入所となっている。

b ろう学校

卒業生は102人。その内専攻科が44人本科が58人で、専攻科は44人中42人で就労率は95.5%。本科は58人中5人で8.6%になっている。専攻科は前年度より1.1ポイント上ったものの、本科は8.6ポイントも下っている。ろう学校卒業生の就職は、大企業を中心に例年比較的安定した就労率を維持してきたが、ここに来て本科の卒業生が就労でなく進学に切り変えている。92年度の進学率は61.2%で93年度は82.8%になっている。これはいろいろな要素が考えられるが、大企業のリスト

ラ、人員削減の影響を受け、自分にあった職種、業種、企業が少く、さらに求人そのものが少く、やむをえず「進学」する等が数字に表われている。

c 盲学校

卒業生の内就労できた者は、理療科では10人中9人で90%、保健理療科が15人中8人で53.3%。普通科では26人中1人で3.9%になっている。理療科、保健理療科は前年を大幅に上回る就労率になっており、前年問題になった在宅者は5人と半分になっているものの在宅者は受験準備、開業準備、就労準備となっている。

これは、理療科は、国家試験制になって資格の取得が難しくなっていることと関係がある。職業訓練関係への進路を希望する者が多くなり、特に重複視覚障害者（全盲）の進学、就労の保障に受け入れ体制の総合的な対策が緊急課題である。視覚障害者に対する社会の受け皿の小ささが浮き彫りになっている。

d 知的障害校

卒業生は782人で236人が就労、就労率は30.2%で前年度よりわずか0.5ポイントあがっただけで厳しい状況にかわりはない。製造業が中心であったのが、産業構造の変化にともないこの2、3年、第三次産業の「サービス業」に就労する者が増えている。

学校のある地域によって就労率に差があったり、学校によって積極的に「サービス業」に目をむけ職場開拓して就労率をあげている。地域によって産業構造の違いがあることと、進路担当者の

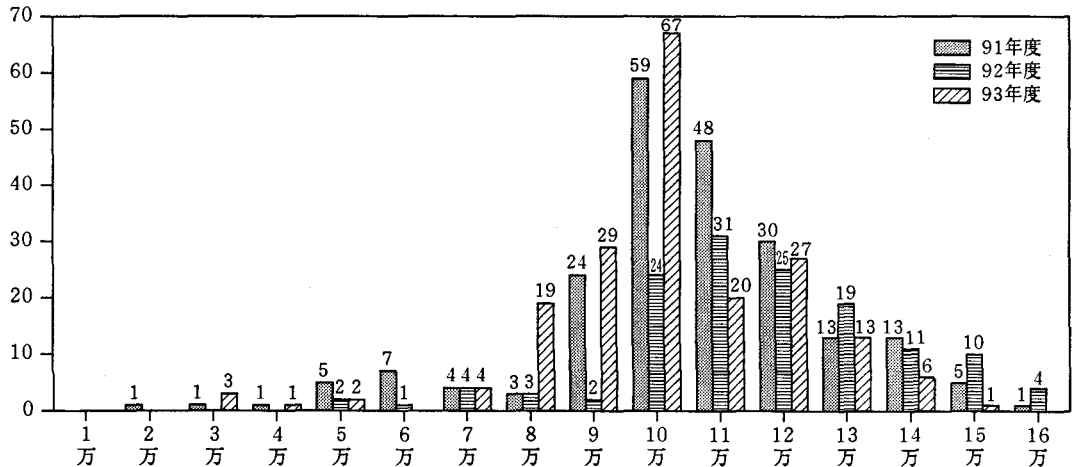


図4 91～93年度知的障害校卒業生賃金

力に負うところが多く、行政機関が機械的に動いていない中、学校や進路担当職員にますます負担がかかっている。

賃金でみると9万円台から12万円台が最も多く、3万円台も3人もおり、まだまだ劣悪な条件で働かされており、最高は前年度16万円台から15万円台に下がっている。

実習生受け入れ状況については、今まで受け入れていた所も不況で実習すら受け入れてもらえなくなったり、夏季休学中に全校職員の協力体制で職場開拓日を特設する学校もあった。

障害者の雇用に関係する機関は積極的に企業に対して障害者雇用の指導を強め、職業安定所の機能の充実をはかるなどが重要になっている。障害者の就労にあたっては、納付金を払えば雇用率をみただけでもすむ制度や未達成企業の公開をばんでいる状況を、労働者を中心にして関係機関に責任をもって改善させるべきである。

3. 産業構造の変化と障害者雇用

大企業が不況と円高を口実に下請けの切り捨てを中心とした中小企業の不振と、人減らしなどリストラを強行している現実とともに、生産拠点の海外転移が雇用に与える影響は「産業の空洞化」として問題化されて久しい。これは、労働者の雇用状況をますます悪化させ、特に製造業を中心とした中小企業の現状は、直接障害児学校卒業生の就労状況に影響し、ここ数年ますます厳しい事態になっている。このことと合わせて産業構造が変

化し、東京においても「東京の産業構造は、卸、小売業、飲食店、サービス業を中心とした第三次産業化がすすみ、シェアは約70%をしめる」——(グラフィック東京の産業と労働1994年版より抜粋)——状況である。

具体的には、大手スーパーや外食産業が障害者を受け入れはじめ、地域や学校によって差はあるが、数年前から製造業からサービス業へと積極的に職場開拓をして成果をあげている学校もある。特に飲食業の大手に生徒を実習させ、意外に仕事ができること認識をかえさせ受け入れに積極的な姿勢を引き出している。

a 肢体不自由校

就労者数はわずか6人、前年より3人も減った。大企業に2人、中小企業に1人、その他が3人だった。その他は区や町役場で、雇用形態は正規職員1人、パート3人、嘱託1人、その他1人であった。内パートは7月に正規にするという条件であった。

b ろう学校

就労者総数は専攻科42人本科5人であった。ろう学校卒業生の就労企業は例年大企業中心だが、本年も専攻科は大企業40人で95.2%を占めている。中小企業は2名で、本科も大企業が3名60%、あと中小1人、零細が1人であった。雇用形態は専攻科で正規40人95%、嘱託2人で、本科も正規が4人で80%、嘱託が1人であった。

c 盲学校

就労者総数は18人で前年より5人多くなってい

る。多くは医療関係への就労が中心になっており、企業規模でみると大企業へ保健医療科、普通科1人ずつ、中小企業は理療科、保健医療科それぞれ1人だった。その他の卒業生はすべて医療関係の就労で、特養老人ホームにも2人就職している。

d 知的障害校

総数は236人で大企業が75人で31.8%、中小が105人で44.5%、零細企業は53人22.5%になっており、中小、零細に67%も就労していることが気になる。雇用形態は正規が134人で56.8%、パートが29.2%、嘱託9.8%であった。パートが30%も近いことも問題である。

企業規模を全就労者数でみると、全就労307人の内、大企業は122人で39.7%、中小企業は111人で36.2%、零細企業は54人で17.6%となった。零細企業の54人の内、53人が知的障害卒業生で占めているのが問題である。

雇用形態を合計比で見ると正規が64.2%、パートが23.5%、嘱託が8.8%、その他3.6%になっていて、その他の中にアルバイトも含まれている。いずれにしろ企業規模、雇用形態とも、ろう学校卒業生を別にして、まだまだ厳しい条件であることは明らかである。

4. 現行法の抜本の見直しと行政機関の機能の充実

障害者が働くことを通して真に自立した生活を送ろうとすることは、社会を構成する人間として当然のことであり、障害者の働く権利が保障されるように国及び自治体は責任をもって必要な施策をとることは当然であり、今そのことが強く求められている。働くことを希望するすべての障害者が雇用され、安定した生活と充実した毎日が送れるようにすることは、すべての人の切実な願いである。

憲法27条にも「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う」と規定され、すべての国民に例外のないことを示している。「障害者の雇用の促進等に関する法律」を抜本的に改正することが重要で緊急な課題である。

先進諸国と比べても法定雇用率の低さは目を覆うばかりのもので経済大国日本の名に恥じるもの

表1 障害者の法定雇用率の比較

国名	区分	法定雇用率%
イギリス	従業員20人以上の民間企業	3.0
西ドイツ	従業員16人以上の民間企業及び公的機関	6.0
フランス	従業員20人以上の民間企業及び公的機関	6.0
オランダ	民間企業、業種別に認定	3.0~7.0
日本	公的機関	2.0
	非現業機関	
	現業機関	1.9
	従業員63人以上の民間企業 特殊法人	1.6 1.9

である。(表1 参照)

さらに、法定雇用率を早急に達成するよう厳しく行政指導を行うと共に、未達成をなくし、法定雇用率を大幅に引上げることが必要である。法定雇用率を達成せず「命令、勧告」にも従わない企業は広く一般に公表するとともに、納付金を大幅に引上げることも、障害者の雇用が安定し、促進することになる。特に大企業ほど未達成が多いことも明らかになっている。(資料 参照)

知的障害者、精神障害者を雇用すればカウントするが強制力がない現行法を改めることは、すべての障害者を雇用義務対象とすることになり、大きな前進になることである。

職業安定所を中心とした行政機関が障害者雇用に対して必要な対策をとると共に、それに見合った職員の配置と増員を早急に行うべきである。障害児学校では進路指導の職員を中心に限られた人数と時間で職場開拓、実習先の確保、就労した卒業生のアフターケアまで膨大な仕事を毎日取り組んでいるのが実態である。進路指導関係の予算(実習謝礼の増額、アフターケアの予算措置など)を増額し進路担当職員の別枠配置をすると共に、職業安定所の機能の充実を図ることが障害者雇用促進の急務である。

さらに、事業主が障害者を雇用しやすいように「重度障害者等職場適応助成金」「特定休職者開発助成金」などの助成制度の改善・充実と内容の徹底をはかり、助成金制度の期限徹廃、手続の簡素化など、利用しやすくすべきである。

雇用率は大企業を中心に若干上昇しているが法定雇用率の1.6%を大きく下回っており、依然として障害者雇用は進んでいない上に、未達成企業の割合は、前年度比0.5%上昇している現状である。さらに最低賃金法にある「障害者除外規定」を削除すると共に、障害者が最低賃金以下で雇用されないように関係諸機関が責任をもって監督し、国の責任で賃金保障制度を創設すべきである。

雇用形態では、嘱託を改め正規採用がすすむよう指導し、障害者が安心して意欲をもって働く上で重要なことである。企業内の賃金制度や福利厚生制度、さらに社会保険制度で障害者が差別されることのないようにすべきである。

授産施設で働く障害者に対して、職業紹介など一般雇用に関わりつつ対策をすすめ、雇用保険を適用し、関係省庁との恒常的な協議を行い、福祉的就労と一般就労のあり方を検討すると共に、雇用環境を整備・充実させ、通勤対策や住宅対策など総合的・安定的に雇用できる条件を整えるべきである。

日本における障害者雇用に対する認識はまだまだ低い現状にあり、雇用、就労において国際水準に達するよう、国が真剣になって、障害者雇用の機会均等と、保護雇用制度など国内法の改正が必要である。

5. 福祉行政の根本的転換の必要性

a 在宅者を出さず発達を保障する集団の場を

本年度の卒業生は、前年よりわずかながら下回り、1,095人となった。高等部教育の充実とともに、在学中に身につけた力を卒業後の生活の中で発揮し、さらに発展させていくために、「すべての卒業生に就労の場や集団を」保障していくことが求められている。しかし、障害児、家族、学校の努力にもかかわらず、本年も32人(2.9%)の在宅者があり(前年度は39人)、依然として深刻な状況が続いている。

在宅理由としては、生活実習所や福祉作業所等へ入所を希望していても満杯で入れない(近隣の無認可の共同作業所や区市立事業の通所施設等においても、定員が限界にきている)、就労できずにそのまま在宅の状況で就労を待っている卒業

表2 93年度在宅者の内訳

	盲	聾	肢	知	計
通所施設待機			4	2	6
入所施設待機			2	1	3
就労待機	1	1		2	4
療養			5	1	6
受験準備	3				3
その他	1		5	4	10
計	5	1	16	10	32

*肢体の通所待機の4人中3人は、医療的配慮が必要ということで通所受け入れされず在宅となった者。

生、体の調子が悪く療養となっているなどさまざままで、地域の卒業生に対して、各自治体の対策が追いついていないことが大きな原因としてあげられる。

最近では、医療的な配慮が必要なために、施設では対応できないという理由で、通所施設への受け入れを断られたケースが増えてきている。また、障害が重い場合施設への送迎がむずかしく、自治体から通所施設受け入れを断られ、在宅を余儀なくされているケースも少なくない。どんなに障害の重い卒業生にも働き活動する場を保障していくために、障害の状況に応じた施設づくり、医療的な面も含めたケアの充実を図り、通所に必要な送迎手段を確保(送迎バス等)することは、東京都をはじめとする行政の責任において早急に行われることが求められている。

しかし、鈴木都政になってから都立の福祉作業所はまったくつくられていないうえに、それを補ってきた民間の作業所も受け入れが限界に達しているのが実状であり、福祉行政の各自治体への押しつけによる責任放棄によって、地域での格差がますますひろがり、各自治体は障害者の進路保障を民間や親の会等の力に頼ろうとする傾向があり、このままでは今後行き場のない卒業生がますます増えることは必至である。

また、何とか進路先が決まった卒業生の中には、障害の実態や本人の希望に合わない施設に入所せざるを得ないというケースが相次いで報告されている。本人や親、学校は生活実習所を希望していても、定員いっぱい、しかも送迎等施設面での設備が整わない等の理由から重症児通所施設

への入所をすすめられている肢体不自由学校の卒業生の例からも分かるように、「在宅は出さない」という方針はあっても、個々の生徒の実態に合わなくても、とにかく行き場を保障すればいい、といった姿勢の自治体もいくつか見受けられる。

「豊かな生活を送るための進路保障」は、量的にも質的にも文字どおり障害者の将来を「保障」するものでなければならない。ただ単に数を合わせるように空きを埋めていくのではなく、卒業生の実態、希望に合わせて施設を整えていく方向で、行政に進路保障を求めていきたい。

b. 民間への依存は、行政の責任放棄

働く権利は本来、公的に保障されるべきである。各区市の行政は一応「在宅者はださない」というたてまえのもとに対応してはいるものの、「すべての卒業生に就労の場を」保障するための公的事業はまだまだ不十分で、今年度、福祉作業

所へ入所した卒業生453人のうち、公営福祉作業所への入所者はわずかに141人(31%)で、依然として障害者の家族や関係者の多大な努力によって運営されている民間の作業所によって、どうか進路先が確保されているのが実態である。

これは、臨調行革路線によってひきおこされたもので、東京都が行政としての責任を放棄し続けていることのあらわれである。そのために、障害者の家族や関係者は大変な苦勞をして作業所づくりにとりくみ、厳しい条件のもとでその運営をせざるを得ない状況に置かれている。

また、近年の特徴として、従来公設公営で運営していたものを、公設民営に切り替える行政区の増加や、行政としては建物だけを建て、運営は社会福祉法人や親の会にまかせる傾向がますます強くなっている。本年度は、設置主体が公立で社会福祉法人等が運営している作業所(公立、法人)

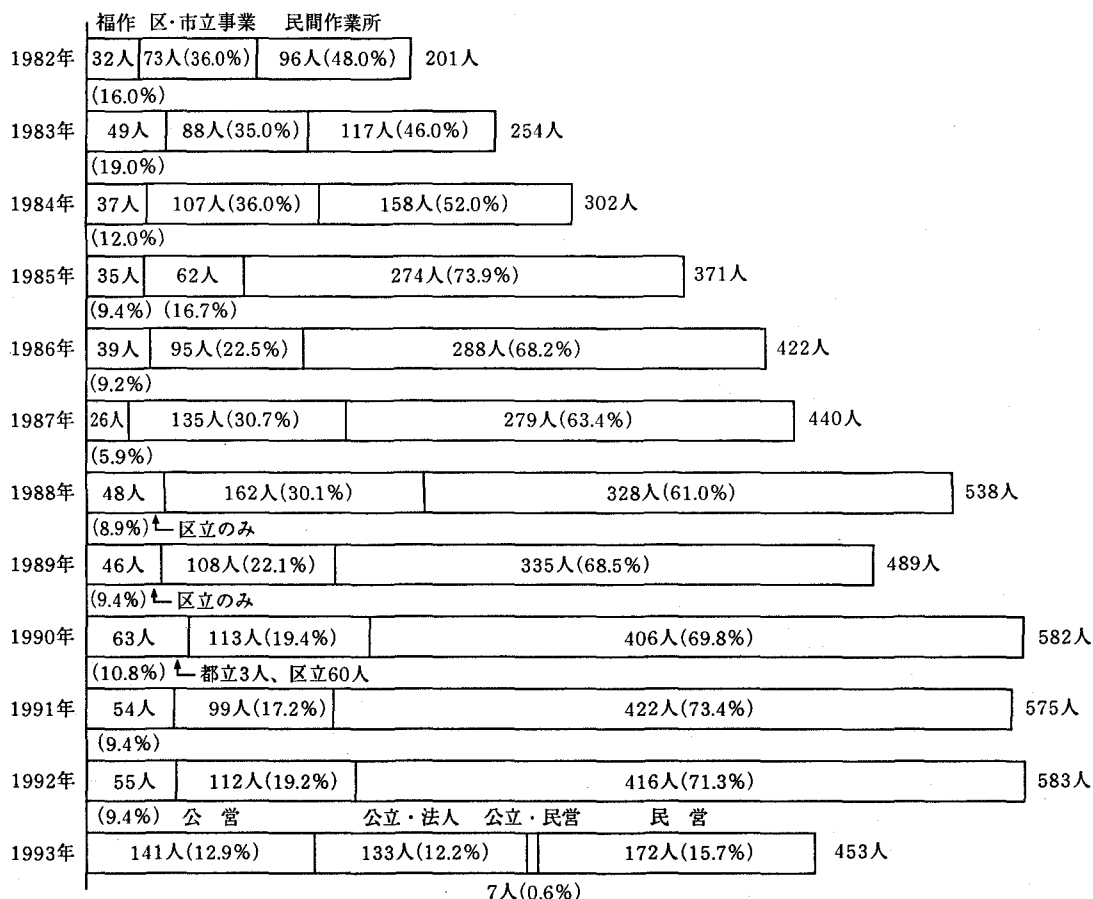


図5 年間の福祉作業所(旧都立を含む)、区・市単独事業、民間作業所の割合

への入所者が133人、民間で運営している作業所(公立、民営)が7人となっている。

そのように本来公的責任のもとに行われる障害者の進路保障のほとんどを民間に依存した状態であるにもかかわらず、民間施設に対する東京都の助成金は、国の基準をうわまわっているものの、とても十分といえるものではない。「助成金を増額して施設職員を増やしてほしい」「通所困難な障害者のために東京都の助成で送迎バスを配車してほしい」といった東京都への要請はあちこちで見られている。

民間や各自治体に押しつけず、東京都の福祉行政の責任において卒業生の進路を保障する、というのは当然のことながら、以上のような現状をふまえて、当面する民間への十分な経済的保障を行い、障害者や家族・関係者の声を反映させ、施設の家賃補助をも含め抜本的に改正し、職員不足、財政問題といった現在かかえている困難な問題が少しでも解消されるように、補助制度を確立することが必要である。

6. 「障害者基本法」と「新長期計画」

国際障害者年以来、特に「国連・障害者の10年最終年」の障害者運動は、国際的には、「アジア太平洋障害者の10年」の設定、国内では「障害者対策に関する新長期計画」の策定によって、2002年までに実現すべき課題を明らかにし、その基本となる「障害者基本法」も成立させた。この障害者運動が積み上げた成果は、決して小さいものではない。

私たちの大きな運動である要請行動において、行政側の回答の中で大きな壁として失望感を与えることば、「これに関しては、法律として整っていない」。障害者基本法、そして新行動計画は、法整備上一步前進した。しかし、私たちは、この前進をより具体的施策としてすすめていくことが求められている。

a. 障害者基本法

障害者基本法は、1933年11月の臨時国会で議員立法として全会一致で採択された。この基本法は、以前「心身障害者対策基本法」と呼ばれていたものが改正されたものである。心身障害者対策基本法は、議員立法として1970年に制定された。

しかし、財政措置がともなわず、障害者の範囲や対策の内容も抽象的で、全面的な施策の改善に役に立つところまでには至らなかった。

国際障害者年以後、障害者の施策を総合的・全面的な見直しを求めて、大きく運動が前進した。そのひとつが、「心身障害者対策基本法」の改正、つまり「障害者基本法」の成立である。

b. 改正の内容

改正の内容は次のとおりである。

- ① 法律の名称の変更 心身障害者対策基本法が障害者基本法と改正された。
- ② 法律の目的を改める 第1条の目的を「障害者の自立と社会、経済、文化のあらゆる活動を促進すること」とした。
- ③ 障害者の定義の拡大 これまでの障害ごとの列挙を、新法では身体障害、精神薄弱、精神障害者に改めた。
- ④ 基本的理念の拡大 第3条第2項に「すべての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野に参加する機会を与えられるものとする」とし基本的理念を拡大した。
- ⑤ 「障害者の日」をあたらし設定 第6条の二に12月9日を「障害者の日」とし国民の障害者の福祉についての関心と理解を深め、障害者があらゆる分野の活動に、積極的に参加する意欲を高めるとともに、行政としての事業の促進をもとめている。
- ⑥ 基本計画の策定義務等 第7条の二に「政府は、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない」と義務づけ、都道府県と市町村には策定の努力義務を明確にした。策定にあたっては、障害者施策推進協議会の意見を聞くとともに国会への報告または、公表を義務づけた。
- ⑦ 基本的施策の追加と強化 第10条の二に「施設への入所、在宅障害者への支援等」をあらたにおこした。また第15条の「雇用の促進等」には、雇用の安定のために関する事業主の努力義務を明らかにした。
- ⑧ 付帯決議 改正にあたり障害者団体の要望を付帯決議とした。
 - ・自閉症、てんかん、難病を基本法でいう障害

者とする。

- ・精神障害者対策を強化する。
- ・障害者施策推進協議会の構成員に障害者の参加比率を高める。

c. 残された課題

障害者基本法の制定は、一定の前進はあるものの残された課題もたくさんある。以下列記すると、

1. 基本的人権の保障が明記されていない。
2. 自閉症・てんかん・難病等への具体的対応が不十分。
3. 基本法でありながら参政権等が欠落、総合性に欠ける。
4. 現行の各福祉法との関係が不明確で上位法としての強制力が不明確。

などがあげられる。『障害者総合福祉法』制定が望まれる。

d. 新長期計画について

「国連・障害者の10年」が終わり、あらたな障害者の10年がスタートした1993年3月に、政府は心身障害者対策協議会の意見具申にもとづいて「障害者対策に関する新長期計画」（以下、新長期計画）を策定した。

新長期計画は総論、各論、推進体制の3部で構成されている。一定評価できるところをあげると

- ・総論—「基本的人権を持つ一人の人間」と明記してある。
 - ・各論—啓発広報、教育・育成・雇用・就業、保健・医療、福祉、生活環境、スポーツ・レクリエーション及び文化活動、の各項目に障害者・家族の要求を一定反映した内容になっている。
 - ・推進体制—関係省庁の連携、施策の総合的効果的实施、政策立案への障害者の参加、地方自治体での「長期計画」策定のおびかけと財政支援、等があげられる。
- しかし、課題もたくさんあげられる。
- ・総論に対応する各論の不十分さ「啓発広報」の強調。
 - ・貧困は「社会全体の負担」「社会連帯」の思想にもとづいた新しいコミュニティの形成（これは行政の責任放棄）。
 - ・財源保障、年次計画が不明確。

障害者・家族の要求にもとづく、新長期計画の

中身が求められる。

e. 国、地方自治体の推進状況

新長期計画の進退状況をみてみると

国の対応—新長期計画を推進するにあたり、「法・制度の改正は必要なし！」と従来型の予算編成である。きびしい実態の解消にならず、逆に「年金法改正」での無年金障害者問題、「医療法改正」での自治体の障害者医療無料化制度への影響、保育所・老人施設等福祉施設への攻撃など社会保障をめぐる情勢が危険な方向へすすもうとしている。

地方自治体の対応—東京都では、臨海部開発予算は聖域化される一方、福祉予算は削減されている。計画は一見立派なものだが、中身の実現に向けては課題がたくさんある。また、要請行動等で福祉対策を都に求めても、「これに関しては各区市町村で行うことになってまして…」と責任放棄の回答も多くある。肝心の区市町村では、計画の策定が遅れているのが現状である。

f. 要求実現の道

「障害者基本法」「新長期計画」を“絵に描いた餅”に終わらせないように、私たちの運動がいま求められている。

私たちの運動の成果として制定された「障害者基本法」、「新長期計画」を軸とした障害者・家族の人権保障の運動を推進することが必要である。いま強まっている社会保障攻撃を打ち破る課題もあわせて、運動の推進が求められている。

また障害者・家族の要求にそった「新長期計画」の策定を求めて、私たちの要求をしっかりと政策に押し出し、私たち自身が策定（立案）に参加することが大切である。

東京都では、“要請行動”という障害者・家族の要求実現の運動がある。いまあらためて“要請行動”の意義を再認識して、運動を発展させることが、「障害者基本法」、「新長期計画」を“絵に描いた餅”に終わらせない何よりの保障となっている。

7. 課題

1. 障害児学校卒業予定者を調査し、実態を把握した見通しのある抜本的な対策を立てること。
2. 重症心身障害者通所施設を大幅に増設し、医

療との連携を深め充実すること。

3. 生活実習所、福祉作業所を増設し、内容を改善すること。
 - ① 実態にあった建設計画をたてる。
 - ② 区に対して都は大幅な助成をする。
 - ③ 重度者も入所できるよう施設、設備、仕事の内容を改善する。
 - ④ 入所者に合った作業内容、職種の開発。
 - ⑤ 官公庁の仕事を廻す。
 - ⑥ 企業への就労の斡旋の強化、アフターケアと「戻り」の保障。
 - ⑦ 現在の生活実習所、福祉作業所の定員の増加と職員の増員
 - ⑧ 区移管、民間委託をせず、費用徴集は行わない。
 - ⑨ 医療機関との連携の強化
 - ⑩ 入所者の期限導入、隔日通所、年齢制限など絶対行わない。
 - ⑪ 地域格差の解消に都が責任をもつ。
4. 共同作業所、作業グループなどへの助成を都の責任で大幅に増額すること。
 - ① 補助金の改訂は、小規模作業所を発展させ、大幅に増額する。
 - ② 基準を緩和し、すべての作業所を対象にする。
 - ③ 重度加算の大幅増
 - ④ 健康管理費の実態に見合った増額
 - ⑤ 家賃、地代への別枠補助制度の設置
 - ⑥ 新設の作業所への助成
5. 法内通所施設の新設、運営に都が責任をもつこと。
 - ① 職員に重度加算の増員、重度重複障害者の利用促進
 - ② 設備、施設の改善
 - ③ 通所バスの配置
6. 通勤寮、生活寮を増設すること。
 - ① 多摩地区に通勤寮の建設
 - ② 生活寮への助成金の増額、無認可団体への助成
- ③ 知的障害者だけでなく、身体障害者対象のグループホーム制度の創設
7. 企業で障害者が働けるようにすること。
 - ① 法定雇用率の大幅拡大。雇用率の完全達成
 - ② 「雇用促進法」の抜本的改善、すべての障害者に適応させる。
 - ③ 雇用拡大のため事業所への指導
 - ④ 職業安定所の障害者部門の機能の充実、職員の増員
 - ⑤ 肢体障害者相談員、知的障害者相談員の増員
 - ⑥ 第3セクター方式による障害者多数雇用事業所新設にあたって、行政の責務を明らかにし、脳性マヒ、視力障害、知的障害など重度障害者が働けるようにする。
 - ⑦ 職業安定所に拡大読書機、ワープロなどの機器を備え、展示する。
 - ⑧ 職場適応訓練の期間の延長、職場定着をはかる。
8. 職業訓練校を増設、充実すること。
 - ① 一般の訓練校に障害者も入校できるようにする。
 - ② 訓練科目の開発、施設設備、作業機械などを改善し、重度重複障害者も利用できるようにする。
9. 公共機関での障害者の雇用、採用の拡大をはかること。
 - ① 特別採用制度の職種の拡大、選考時期、受験方法などの改善
 - ② 特別採用制度以外でも職種の開拓を行い障害者の採用を拡大する。
10. 障害者施設に対する費用徴集を撤回すること。

付記 東京都障害児学校教職員組合（1～5）及び障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会（6）より資料を頂いた。

（ながの ゆきお 教授）

（1995. 3. 31 受理）

資 料

過去20年間の障害児学校卒業生の年度別進路内訳

年度	就 業 (人・%)	作 業 所 (福・作)(区・市)(民間)				職業訓 練開発 センタ 等	社会福 祉施設	生 活 実習所	自営業	進 学	その他	在 宅	合 計
		(人・%)	(人・%)	(人・%)	(人・%)								
1974年度	168人 (41.3%)	37人(9.1%)				14人 (3.4%)	25人 (6.1%)	0	10人 (2.5%)	89人 (21.9%)	15人 (3.7%)	49人 (12.0%)	407人
1975年度	140人 (36.2%)	47人(12.1%)				2人 (0.2%)	31人 (8.0%)	0	17人 (4.4%)	91人 (23.5%)	8人 (2.1%)	51人 (13.2%)	387人
1976年度	161人 (38.3%)	66人(15.7%)				5人 (1.2%)	43人 (10.2%)	0	8人 (1.9%)	78人 (18.6%)	7人 (1.7%)	52人 (12.4%)	420人
1977年度	160人 (34.7%)	53人(11.5%)				19人 (4.1%)	64人 (13.9%)	0	16人 (3.5%)	64人 (13.9%)	16人 (3.5%)	69人 (15.0%)	461人
1978年度	166人 (41.8%)	96人(24.2%)				3人 (0.8%)	38人 (9.6%)	4人 (1.0%)	13人 (3.2%)	22人 (5.5%)	4人 (1.0%)	51人 (12.8%)	397人
1979年度	194人 (42.6%)	123人(27.0%)				7人 (1.5%)	50人 (11.0%)	7人 (1.5%)	7人 (1.5%)	12人 (2.6%)	8人 (1.8%)	48人 (10.5%)	456人
1980年度	236人 (34.9%)	20人 (3.0%)	63人 (9.3%)	67人 (9.9%)	18人 (2.7%)	102人 (15.1%)	16人 (2.4%)	11人 (1.6%)	88人 (13.0%)	12人 (1.8%)	43人 (6.4%)	676人	
1981年度	217人 (33.8%)	48人 (7.5%)	51人 (7.9%)	52人 (8.1%)	16人 (2.5%)	91人 (14.2%)	41人 (6.4%)	8人 (1.2%)	69人 (10.7%)	7人 (1.1%)	42人 (6.5%)	642人	
1982年度	206人 (29.5%)	32人 (4.6%)	73人 (10.5%)	96人 (13.8%)	21人 (3.0%)	101人 (14.4%)	36人 (5.2%)	7人 (1.0%)	79人 (11.3%)	7人 (1.0%)	40人 (5.7%)	698人	
1983年度	210人 (27.7%)	49人 (6.5%)	88人 (11.6%)	117人 (15.5%)	24人 (3.2%)	98人 (12.9%)	41人 (5.4%)	7人 (0.9%)	92人 (12.2%)	6人 (0.8%)	25人 (3.8%)	757人	
1984年度	248人 (29.4%)	37人 (4.4%)	108人 (12.8%)	158人 (18.8%)	19人 (2.3%)	113人 (13.4%)	37人 (4.4%)	2人 (0.2%)	81人 (9.6%)	16人 (2.0%)	24人 (2.8%)	843人	
1985年度	239人 (24.1%)	35人 (3.5%)	62人 (6.3%)	274人 (27.6%)	32人 (3.2%)	132人 (13.3%)	49人 (4.9%)	2人 (0.2%)	107人 (10.8%)	14人 (1.4%)	46人 (4.6%)	992人	
1986年度	254人 (25.0%)	39人 (3.8%)	95人 (9.4%)	288人 (28.3%)	38人 (3.7%)	104人 (10.2%)	52人 (5.1%)	0	90人 (8.9%)	20人 (2.0%)	36人 (3.5%)	1,016人	
1987年度	314人 (29.7%)	26人 (2.5%)	135人 (12.8%)	279人 (26.4%)	27人 (2.6%)	93人 (8.8%)	49人 (4.6%)	2人 (0.2%)	91人 (8.6%)	12人 (1.1%)	28人 (2.7%)	1,056人	
1988年度	332人 (28.4%)	48人 (4.1%)	162人 (13.8%)	328人 (28.0%)	16人 (1.4%)	113人 (9.6%)	47人 (4.0%)	0	83人 (7.1%)	11人 (0.9%)	31人 (2.6%)	1,171人	
1989年度	382人 (32.1%)	46人 (3.8%)	108人 (9.1%)	335人 (28.1%)	33人 (2.8%)	104人 (8.7%)	47人 (3.9%)	2人 (0.2%)	89人 (7.5%)	14人 (1.2%)	31人 (2.6%)	1,191人	
1990年度	401人 (30.5%)	63人 (4.8%)	113人 (8.6%)	406人 (30.9%)	24人 (1.8%)	107人 (8.1%)	57人 (4.3%)	0	85人 (6.5%)	10人 (0.8%)	47人 (3.6%)	1,313人	
1991年度	367人 (30.2%)	54人 (4.4%)	99人 (8.2%)	422人 (34.8%)	32人 (2.6%)	107人 (8.8%)	51人 (4.2%)	1人 (0.1%)	34人 (2.8%)	9人 (0.8%)	38人 (3.1%)	1,214人	
1992年度	346人 (29.3%)	55人 (4.7%)	112人 (9.5%)	308人 (26.1%)	30人 (2.5%)	84人 (7.1%)	39人 (3.3%)	1人 (0.1%)	43人 (3.6%)	9人 (0.8%)	39人 (3.3%)	1,181人	
1993年度	307人 (28.0%)	141人 (12.9%)	公立法人 140人 (12.8%)	172人 (15.7%)	22人 (2.0%)	82人 (7.5%)	102人 (9.3%)	0人 (6.1%)	67人 (2.7%)	30人 (2.9%)	32人 (3.3%)	1,095人	

1993年度障害児学校卒業生進路実態調査

	卒業生総数	就労	職業訓練	福祉作業所				生活実習所		共同	入所		自営	進学	その他	入院	在宅	不明
				公営 福作	公立・ 法人	公立・ 民営	民 営	公 営 生 実	公 立 ・ 法 人		公 営	民 営						
肢 体 不 自 由 校	23	—	3	8	4	2	1	1	—	1	2	—	—	—	—	—	1	—
	16	2	—	6	—	—	4	2	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
	18	—	—	—	7	—	2	—	—	—	6	—	—	1	—	1	1	—
	11	—	—	2	2	—	1	1	3	—	2	—	—	—	—	—	—	—
	13	1	1	4	3	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	2	—
	18	1	—	—	1	3	—	4	—	—	1	—	—	—	—	—	8	—
	13	2	—	4	1	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	1	—
	5	—	—	1	3	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	9	—	—	3	4	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—
	10	—	2	2	—	—	2	1	—	—	—	—	—	2	—	—	1	—
8	—	—	5	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
11	—	—	3	4	1	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	
小計	160	6	6	38	30	6	14	9	3	1	24	—	—	4	—	1	16	2
ろ う 学 校	専本	8	7	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	本	21	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17	—	—	—	—
	専本	26	26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	本	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	1	—	1	—
	専本	6	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
本	7	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	
専本	4	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
本	8	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	6	—	—	—	—	
小計	44	42	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
本	58	5	—	1	1	—	1	—	—	—	—	—	48	1	—	1	—	
盲 学 校	理保	8	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
	普	10	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	—	2	—	
	普	21	1	9	—	—	—	2	—	—	—	—	9	—	—	—	—	
理保	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
普	5	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	
普	5	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	3	—	—	—	—	
小計	10	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	
理保	15	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	—	4	—	
普	26	1	9	—	1	—	—	2	—	1	—	—	12	—	—	—	—	

	卒業生総数	就労	職業訓練	福祉作業所				生活実習所		共同	入所		自営	進学	その他	入院	在宅	不明
				公営福作	公立・法人	公立・民営	民営	公営生実	公立・法人		公営	民営						
	51	8	1	11	1	—	14	3	6	—	3	—	—	—	2	1	1	—
	53	36	—	7	1	—	3	4	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	47	9	1	2	3	—	22	—	—	2	7	—	—	—	—	—	1	—
	33	5	—	1	4	—	7	—	1	—	7	—	—	—	8	—	—	—
	17	1	—	—	—	—	1	1	—	—	14	—	—	—	—	—	—	—
知的	39	8	2	1	2	—	17	1	—	5	2	1	—	—	—	—	—	—
	44	11	1	9	8	—	—	6	3	2	—	—	—	—	—	—	—	4
	21	17	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	2	1	—
	27	6	—	7	1	—	12	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
障害	33	4	—	—	7	—	14	4	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—
	55	16	1	16	4	1	7	3	—	—	2	—	—	1	—	—	3	1
	34	14	—	—	—	—	11	7	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—
	40	10	—	6	3	—	9	—	—	7	5	—	—	—	—	—	—	—
	42	12	—	3	8	—	13	3	—	1	1	—	—	—	—	1	—	—
	33	13	—	9	10	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
校	32	10	—	5	9	—	3	2	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—
	28	6	1	2	12	—	3	—	—	—	2	—	—	—	1	—	1	—
	26	6	—	9	—	—	5	—	—	4	—	—	—	—	1	—	1	—
	38	9	—	2	9	—	1	2	10	2	3	—	—	—	—	—	—	—
	32	12	—	1	15	—	2	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—
	57	23	—	11	4	—	12	—	—	2	3	—	—	—	—	—	2	—
小計	782	236	7	102	101	1	156	37	22	28	55	2	—	1	14	5	10	5
合計	1,095	307	22	141	133	7	172	48	25	29	80	2	—	67	16	6	32	8

各障害児別比率、合計比率(%)

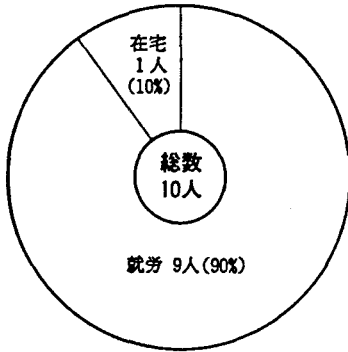
肢体比率	3.8	3.8	23.7	18.7	3.8	8.8	5.6	1.9	0.6	15.0	—	—	2.5	—	0.6	10.0	1.3
精薄比率	30.2	0.9	13.0	12.9	0.1	20.0	4.7	2.8	3.6	7.0	0.3	—	0.1	1.8	0.6	1.3	0.6
ろう専比率	95.5	—	—	—	—	2.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.3
ろう本比率	8.6	—	1.7	1.7	—	1.7	—	—	—	—	—	—	82.8	1.7	—	1.7	—
盲理比率	90.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.0	—
盲保比率	53.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13.3	6.7	—	26.7	—
盲普比率	3.9	34.6	—	3.9	—	—	7.7	—	—	3.9	—	—	46.2	—	—	—	—
合計比率	28.0	2.0	12.9	12.2	0.6	15.7	4.4	2.3	2.7	7.3	0.2	—	6.1	1.5	0.6	2.9	0.7

1993年度卒業生の障害別の進路動向

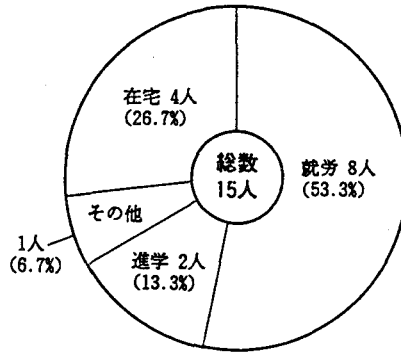
1993年度卒業生の障害別の進路動向

① 盲学校

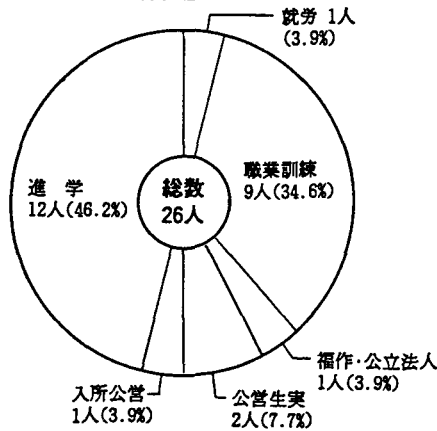
(理療科)



(保健理療科)

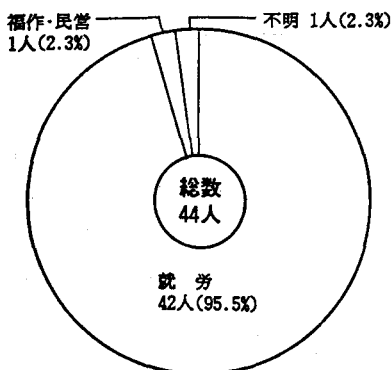


(普通科)

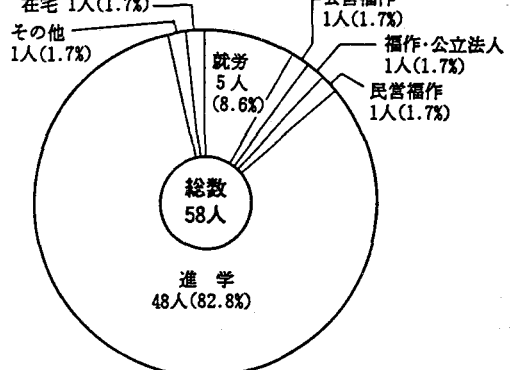


② ろう学校

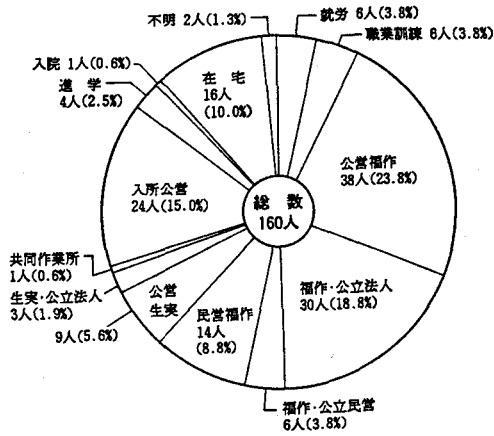
(専攻科)



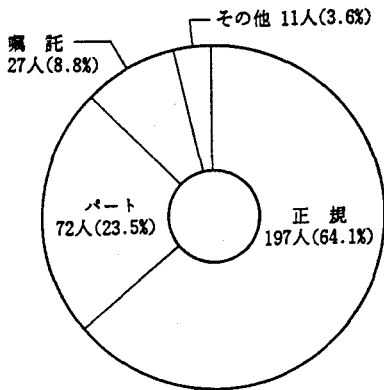
(本科)



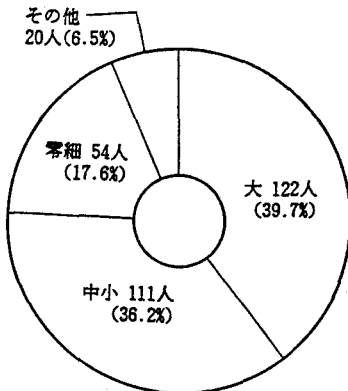
③ 肢体不自由校



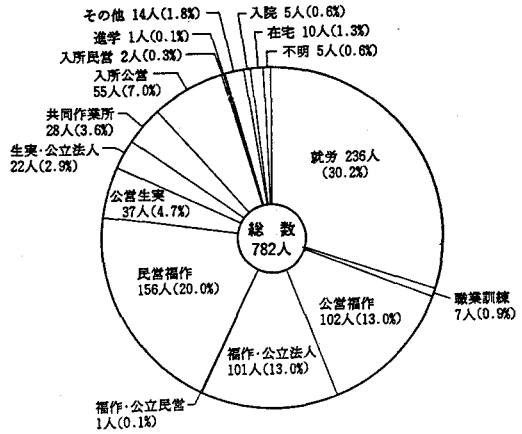
障害別就労者の雇用形態
(全就労者の合計比率 計307人)



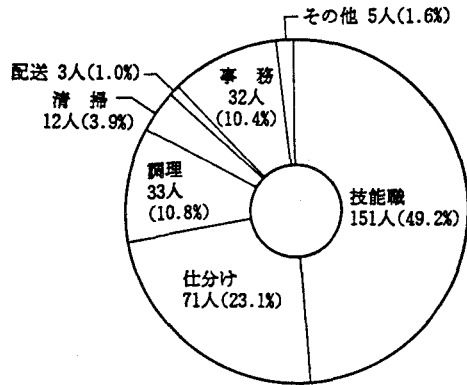
障害別就労者の企業規模
(全就労者の合計比率 計307人)



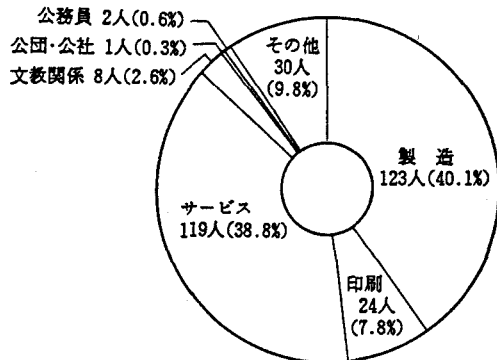
④ 知的障害校



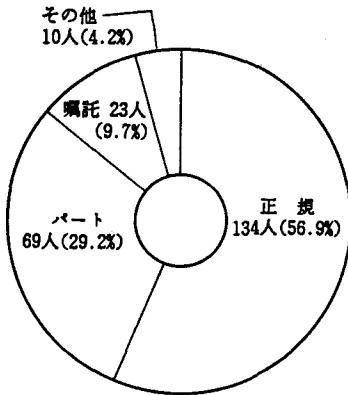
障害別就労先職種
(全就労者の合計比率 計307人)



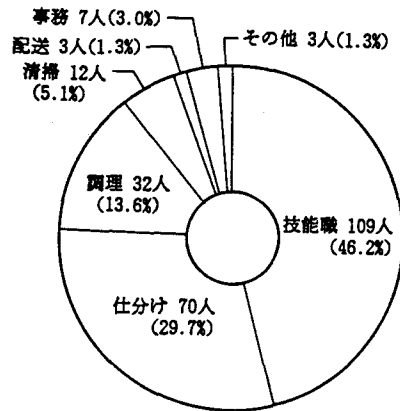
障害別就労先業種
(全就労者の合計比率 計307人)



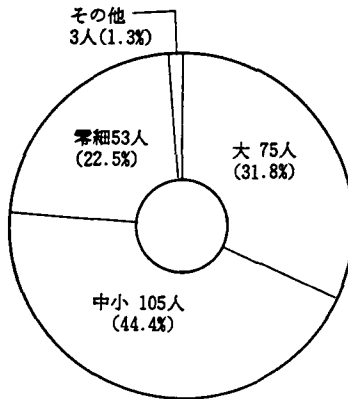
知的障害校就労先雇用形態
(知的障害校 計236人)



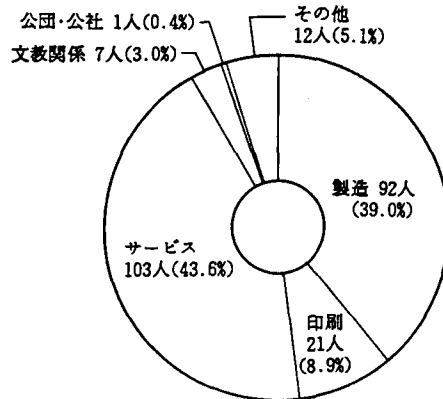
知的障害校就労先職種
(知的障害校 計236人)



知的障害校就労先企業規模
(知的障害校 計236人)



知的障害校就労先業種
(知的障害校 計236人)



第1表 民間企業における障害者の雇用状況

区 分	① 企 業 数	② 常 用 者 数	障 害 者 の 数			③ 実 雇 用 率 C÷②×100	④ 雇 用 率 未 達 成 企 業 の 割 合
			A. 重 度 障 害 者 (常 用)	B. 重 度 障 害 者 (常 用) 以 外 の 障 害 者	C. 計 A×2+B		
一般の民間企業 (1.6%)	企業 53,689 (52,884)	人 17,072,450 (16,869,262)	人 54,267	人 132,451	人 240,985 (229,627)	% 1.41 (1.36)	% 48.6 (48.1)
特 殊 法 人 (1.9%)	法人 93 (92)	人 76,097 (75,267)	人 266	人 942	人 1,474 (1,433)	% 1.94 (1.90)	% 14.0 (16.3)

(資料出所 労働省職業安定局集計)

- 注1 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用身体障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 2 A欄の「重度障害者(常用)」には短時間労働者の数は含まれていない。B欄の「重度障害者(常用)以外の障害者」には重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。
- 3 障害者の数とは、身体障害者と精神薄弱者の計である。A欄の重度障害者(重度身体障害者及び重度精神薄弱者)については法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。
- 4 ()内は平成4年6月1日現在の数値である。

第2表 一般の民間企業における規模別障害者の雇用状況

区 分	① 企 業 数	② 常 用 者 数	障 害 者 の 数			③ 実 雇 用 率 C+②×100	④ 雇 用 率 未 達 成 企 業 の 割 合
			A. 重 度 障 害 者 (常 用)	B. 重 度 障 害 者 (常 用) 以 外 の 障 害 者	C. 計 A×2+B		
63～ 99	企業 15,900	人 1,251,385	人 5,505	人 15,361	人 26,371 (24,843)	% 2.11 (2.04)	% 42.3 (40.7)
100～ 299	26,819	4,053,233	12,147	37,150	61,444 (60,444)	1.52 (1.51)	45.3 (44.6)
300～ 499	4,941	1,686,663	4,797	12,676	22,270 (21,561)	1.32 (1.29)	58.0 (59.3)
500～ 999	3,458	2,134,018	6,152	14,960	27,264 (25,823)	1.28 (1.22)	67.4 (69.3)
1,000人以上	2,571	7,947,151	25,666	52,304	103,636 (96,956)	1.30 (1.23)	77.9 (80.8)
規 模 計	53,689	17,072,450	54,267	132,451	240,985 (229,627)	1.41 (1.36)	48.6 (48.1)

(資料出所 労働省職業安定局集計)

注 第1表と同じ。

第3表 一般の民間企業における産業別障害者の雇用状況

区 分	① 企業数	② 常 用 者 労働者 数	障 害 者 の 数			③ 実雇用率 $C \div ② \times 100$	④ 雇用率未 達成企業 の割合
			A. 重度障 害者 (常用)	B. 重度障 害者(常 用)以外 の障害者	C. 計 $A \times 2 + B$		
農、林、漁業	企業 107	人 18,950	人 41	人 195	人 277 (235)	% 1.46 (1.32)	% 38.3 (40.6)
鉱業	57	11,815	39	139	217 (289)	1.84 (1.68)	31.6 (33.3)
建設業	1,960	657,030	1,790	4,512	8,092 (7,546)	1.23 (1.20)	46.2 (45.2)
製 造 業	21,200	7,287,493	27,977	66,023	121,977 (118,551)	1.67 (1.62)	34.0 (33.8)
食料品・たばこ	2,536	707,569	2,174	7,107	11,455	1.62	36.0
繊維・衣服	2,511	470,708	2,263	6,439	10,965	2.33	23.6
木材・家具	703	123,700	754	2,075	3,583	2.90	19.1
パルプ・紙・出版	1,958	477,911	1,806	4,447	8,059	1.69	36.0
化学工業	1,798	826,176	2,226	6,220	10,672	1.29	47.7
窯業・土石	827	207,685	723	2,505	3,951	1.90	28.1
鉄 鋼	330	215,352	650	2,348	3,648	1.69	20.6
非鉄金属	317	138,859	436	1,212	2,084	1.50	31.2
金属製品	1,591	321,145	1,352	4,037	6,741	2.10	28.2
電気機械	3,525	1,784,718	7,893	11,977	27,763	1.56	39.1
その他機械	4,029	1,708,429	6,582	14,505	27,669	1.62	34.6
そ の 他	1,075	305,241	1,118	3,151	5,387	1.76	35.7
電気・ガス・熱供給・ 水道業	124	189,253	612	1,537	2,761 (2,566)	1.46 (1.37)	61.3 (59.5)
運輸・通信業	2,948	1,110,416	3,160	10,309	16,629 (15,853)	1.50 (1.43)	40.4 (40.9)
卸売・小売業、飲食店	11,896	3,322,825	6,846	17,058	30,750 (28,368)	0.93 (0.87)	67.3 (67.3)
金融・保険・不動産業	2,109	1,534,267	4,021	10,004	18,046 (17,182)	1.18 (1.12)	73.3 (74.3)
サービス業	13,288	2,940,401	9,781	22,674	42,236 (39,037)	1.44 (1.39)	53.3 (52.3)
産 業 計	53,689	17,072,450	54,267	132,451	240,985 (229,627)	1.41 (1.36)	48.6 (48.1)

(資料出所 労働省職業安定局集計)

注 第1表と同じ。

第4表 国、地方公共団体における障害者の在職状況

区 分	① 機 関 数	② 職 員 数 (除外職員除 く)	障 害 者 の 数			③ 実 雇 用 率 C ÷ ② × 100
			A. 重 度 障 害 者 (常用)	B. 重 度 障 害 者 (常 用) 以 外 の 障 害 者	C. 計 A × 2 + B	
雇用率2%が適用される 非現業的機関	3,957	2,033,415	7,869	24,872	40,610 (40,262)	2.00 (1.98)
雇用率1.9%が適用され る現業的機関	290	278,716	877	4,331	6,085 (6,056)	2.18 (2.17)

(資料出所 労働省職業安定局集計)

- 注1 A欄の「重度障害者(常用)」には短時間勤務職員の数は含まれていない。B欄の「重度障害者(常用)以外の障害者」には重度障害者である短時間勤務職員の数が含まれている。
- 2 障害者の数とは、身体障害者と精神薄弱者の計である。A欄の重度障害者(重度身体障害者及び重度精神薄弱者)についてはダブルカウントしてある。
- 3 雇用率2%が適用される非現業的機関とは各省庁、都道府県、市町村の行政機関等である。
- 4 雇用率1.9%が適用される現業的機関とは郵政省、大蔵省造幣局及び印刷局、林野庁並びに地方公営企業法にいう機関等である。
- 5 ()内は、平成4年6月1日現在の数値である。

第5表 国、地方公共団体における機関区分別障害者の在職状況

区 分	雇用率2%が適用される非現業的機関			雇用率1.9%が適用される現業的機関		
	① 職 員 数 (除外職員 除く)	② 障 害 者 の 数	③ 実 雇 用 率 ② ÷ ① × 100	① 職 員 数 (除外職員 除く)	② 障 害 者 の 数	③ 実 雇 用 率 ② ÷ ① × 100
国 の 機 関	364,698	7,478	2.05 (2.06)	212,963	4,342	2.04 (2.03)
都 道 府 県 の 機 関	769,961	12,445	1.62 (1.60)	18,711	567	3.03 (2.92)
市 町 村 の 機 関	898,756	20,687	2.30 (2.29)	47,042	1,176	2.50 (2.50)